

河川入門講座 (20)

災害復旧（その1）

—公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の制定まで—



公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫

水害のとき、人命、家屋、財産など一般市民の被害も大きいのですが、加えて堤防、堰、道路、橋梁などの公共施設（インフラ）も被災します。

府県は被災住民の支援のための費用に加え、同時に公共施設の災害復旧費の出費を余儀無くされ、大きな財政負担となります。

この状況を救わんと、早くも明治14年（1881）に国による府県の災害復旧費への予算補助が始まりました。

明治32年（1899）には、日清戦争の勝利による賠償金を基に「災害準備基金」が設けられるとともに、「災害土木費国庫補助規定」（勅令、現在の政令に相当）が制定され、国による災害復旧費の補助が制度化されました。

明治43年（1910）の大水害による治水事業拡大の動きの中で、災害復旧制度も見直され、災害準備基金は廃止され、明治44年（1911）に「府県災害土木費国庫補助ニ関スル件」が法律として制定されました。

運用のための政令に相当する規程やその下の細則とあいまって、府県に対する国庫補助制度の基本となり、戦後の昭和24年（1949）まで機能しました。

敗戦で疲弊した日本を、昭和22年のカスリーン台風による大水害をはじめとし、毎年のように水害が襲い、都道府県の財政が厳しさを増しました。

昭和24年に来日したアメリカのシャウプ税制使節団の、災害復旧事業は国でやるか全額国庫負担とせよとの勧告もあり、災害復旧制度を見直し、従前の法令に替わって新しく「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」という長い名前の災害復旧の憲法というべき基本的な法律が昭和26年に制定されました。（以下「負担法」という）

さて、この“負担法”は全文わずか17条、これは

奇しくも聖徳太子の十七条の憲法と同じ数の条数ですが、地方自治体の公共施設の災害復旧事業について基本的な原則が掲げられています。すなわち、

- 第一条 “公共土木施設の災害復旧事業費について國の負担を定める”
- 第二条 “災害とは暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害のこと”
“「災害復旧事業」とは災害にかかる施設を原形に復旧することを目的とする。”
- 第三条 対象とする施設を河川、海岸から始まり下水道、公園に到る11種を列挙しています。
- 第四条 国庫負担率を示しています。

第五条以下は災害復旧事業費の決定などの事務的な事項となっています。

ここで災害復旧事業費の基本原則として従来と大きく異なるところは、明治44年の法律では、「国庫補助」という言い方ですが、新しい「負担法」では「国庫負担」となっていることです。

補助というと当事者ではなく単に費用を応援する感じですが、負担というとイコールパートナーの当事者というひびきがあります。

災害は、地方自治体管理の施設の被災であっても、戦争と同じように日本の国土が被災しているわけですから、国も自分の事として対処するという考えを示しています。

なお、法律では、第3条（国庫負担）で、“国は……その事業費の一部を負担する。”とありますが、実際には大部分を負担しており、さらにその大部分を災害発生年度の補正予算で手当しています。

当初予算に厳しい財政当局も災害復旧費については寛容ですし、国会も全会一致で議決するのが常です。